

第2号様式(第2条第2項第1号)

優 良 住 宅 新 築 認 定 申 告 書

申 告 事 項	申告内容(該当欄を で囲んでください。)		
新築住宅の敷地の用に供された一団の宅地について	申請者が造成したものでない。	申請者が造成したものである。	
新築住宅の居住の用に供する部分の床面積について(建築基準法施行令の規定により算定する。)	40m ² 以上(寄宿舎にあっては18m ² 以上、租税特別措置法施行令第20条の2第19項又は第38条の4第29項の規定による認定に係る寄宿舎以外の住宅にあっては50m ² 以上)200m ² 以下である。	左記の範囲外である。	
台所、水洗便所(建築基準法その他の関係法令に適合しているもの)、洗面設備、浴室及び収納設備について	すべて備えている。	備えていないものがある。	
新築住宅は別荘として	使用しない。	使用する。	
床面積の敷地面積に対する割合について	10分の1以上である。	10分の1未満である。	
住宅の建築費は、3.3m ² 当たりについて	建築基準法で定める耐火構造でない場合	950,000円以下である。	950,000円を超える。
	建築基準法で定める耐火構造の場合	1,000,000円以下である。	1,000,000円を超える。

住宅が1棟の家屋の一部分である場合は、住宅の床面積の合計の当該家屋の床面積に占める割合について	2分の1以上である。	2分の1未満である。
法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニにおける一団の住宅の戸数について	25戸以上である。	25戸未満である。
法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニにおける中高層の耐火共同住宅について	住居の独立部分の戸数又は床面積の合計	15戸以上又は1,000m ² 以上である。
	地上階数	3階以上である。
	専ら居住の用に供する床面積の部分	4分の3以上である。

(A4)